

第1章 地球環境の保全に貢献する広島

今日の環境問題の中でも、世界的な規模で進行し、人類共通の課題となっている地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題に対して適切に対応し、その保全に貢献するため、地域からの取組みを積極的に推進します。

第1節 地球温暖化防止対策の展開

1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

●現状と課題

(1) 地球の温暖化

地球温暖化は、太陽のエネルギーで温められた地表からの熱（赤外線）を吸収する大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）の濃度が上昇することにより、熱の吸収量が増えて気温が上昇する現象であり、海面水位の上昇や異常気象の増加、農林水産業への被害、健康への影響などが予想されています。

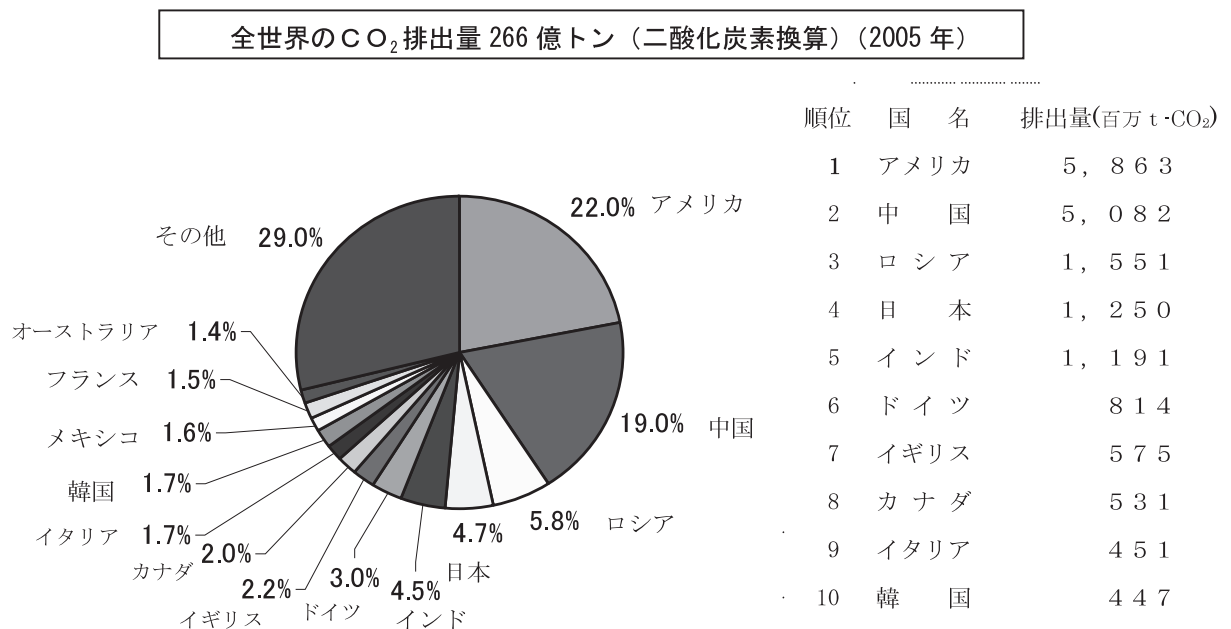
「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告書（平成19年2月公表）によると、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因となっていることをほぼ断定するとともに、21世紀までの100年間で地球の平均気温が最大6.4度上昇すると予測されています。

また、21世紀中に平均海面水位が最大59cm上昇するほか、積雪面積や極域の海氷が縮小し、北極海の海氷は、今世紀後半までにほぼ完全に消滅すると予測されています。

こうした温暖化の進行により、世界各地の降水量や風水害、生態系や農林水産業への影響、健康被害など大きな影響をもたらすと予想されています。

世界各国における平成17年（2005年）の二酸化炭素排出量は、年間約266億トンで、平成16年（2004年）と比較して1億トン増加しました。日本の排出量は、アメリカ、中国、ロシアに次いで世界第4位です。

図表1-1-1 世界各国の二酸化炭素排出量割合



資料：エネルギー・経済統計要覧 2008 年版

(2) 我が国及び県内の状況

我が国が、平成14(2002)年6月に批准した「京都議定書」は、先進国の温室効果ガス排出量に法的拘束力のある数値目標を定めており、平成16(2004)年11月のロシアの批准を受けて、平成17(2005)年2月に発効しました。このため、我が国は、平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの間に、平成2(1990)年度に比べて温室効果ガスを6%削減する国際的な義務を負うことになりました。

しかしながら、我が国の二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、本県も同様の傾向を示しています。

本県の平成17(2005)年度の二酸化炭素排出量は平成2(1990)年度に比べて11.4%増加しています。

また、部門別の排出割合は産業部門が最も多く、次いで運輸部門、民生(家庭)部門となっており、「ものづくり県」である本県の特性を反映して、全国に比べて産業部門の比率が高いことが特徴となっています。

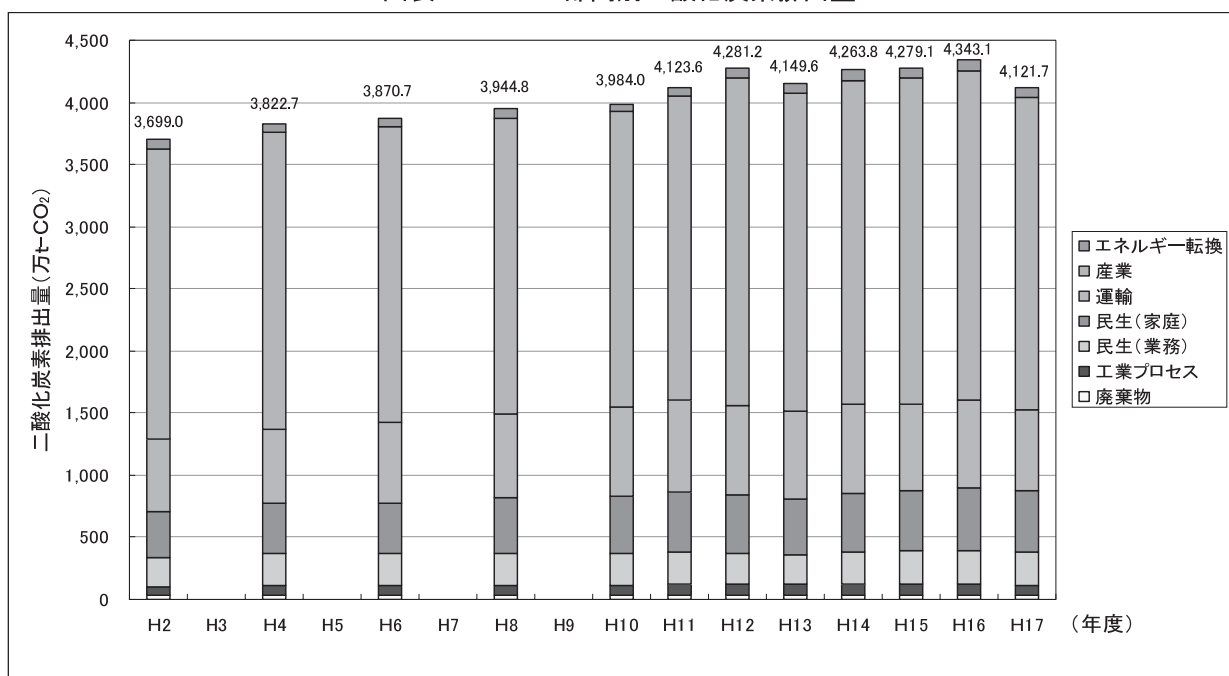
部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は、平成17(2005)年度では2,509万トンで、県全体の約60.9%と最も大きな割合を占めています。産業部門からの排出量は、近年、2,600万トン台で推移していましたが、平成17(2005)年度は鉄鋼業の生産調整などで減少しました。

運輸部門からの排出量は、平成17(2005)年度651万トンで、県全体の約15.8%と二番目に大きな割合を占めています。平成2(1990)年度以降の運輸部門の排出量は、近年の自動車の燃費向上や燃料費高騰を受け、減少傾向にあります。

民生(家庭)部門からの排出量は、平成17(2005)年度では491万トンで、県全体の約11.9%と三番目に大きな割合を占めています。平成2(1990)年度以降の民生(家庭)部門の排出量は、平成11(1999)年度まで増加傾向にあり、平成12(2000)年度、平成13(2001)年度と連続して減少しましたが、平成14(2002)年度からやや増加傾向にあります。

民生(業務)部門からの排出量は、平成17(2005)年度では270万トンで、県全体の約6.6%を占めています。平成2(1990)年度以降の民生(業務)部門からの二酸化炭素の排出量は、平成10(1998)年度までは増加傾向で、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度にかけて連続して減少したものの、平成14(2002)年度から増加傾向にあります。

図表1-1-2 部門別二酸化炭素排出量



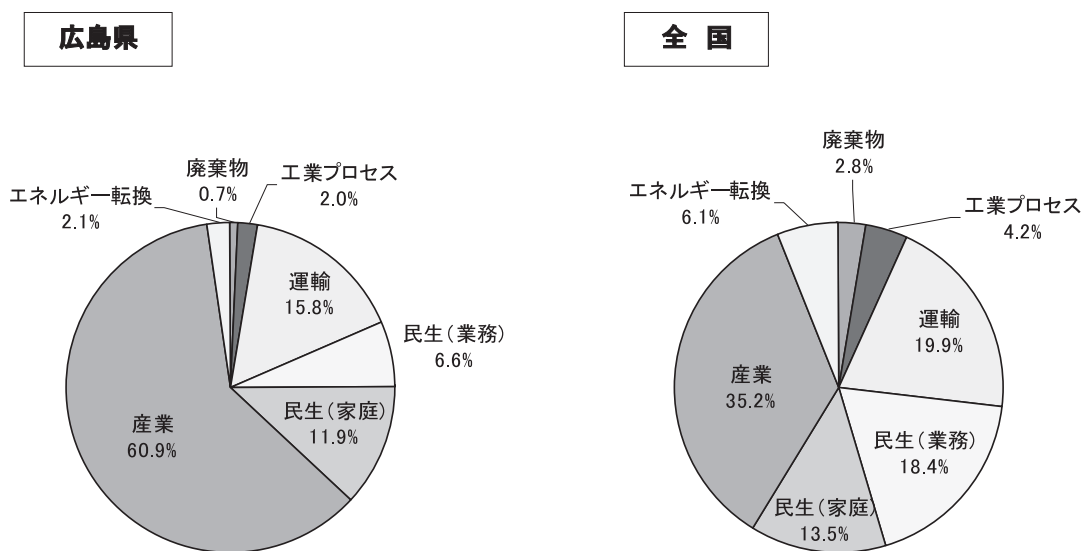
資料：県環境政策課

図表 1-1-3 二酸化炭素排出量と伸び率（平成 17 年度）

区 分	H 2 基準年		H 1 7 実績		H2～H17 伸び率		備 考
	国 (万 t)	県 (万 t)	国 (万 t)	県 (万 t)	国 (%)	県 (%)	
エネルギー転換	6,790	70	7,850	87	15.6	24.3	県目標 H22年度に、H2 排出量比▲2%※
産 業	48,200	2,340	45,600	2,509	▲5.4	7.2	
運 輸	21,700	577	25,700	651	18.4	12.8	
民生（家庭）	12,700	371	17,400	491	37.0	32.3	国目標 H20～24 年度までに、H2 排出量比▲6%※
民生（業務）	16,400	235	23,800	270	45.1	14.9	
工業プロセス	6,230	78	5,390	84	▲13.5	7.7	※温室効果ガス全体の削減率
廃棄物など	2,380	28	3,560	29	49.6	3.6	
合 計	114,400	3,699	129,300	4,121	13.0	11.4	

資料：県環境政策課

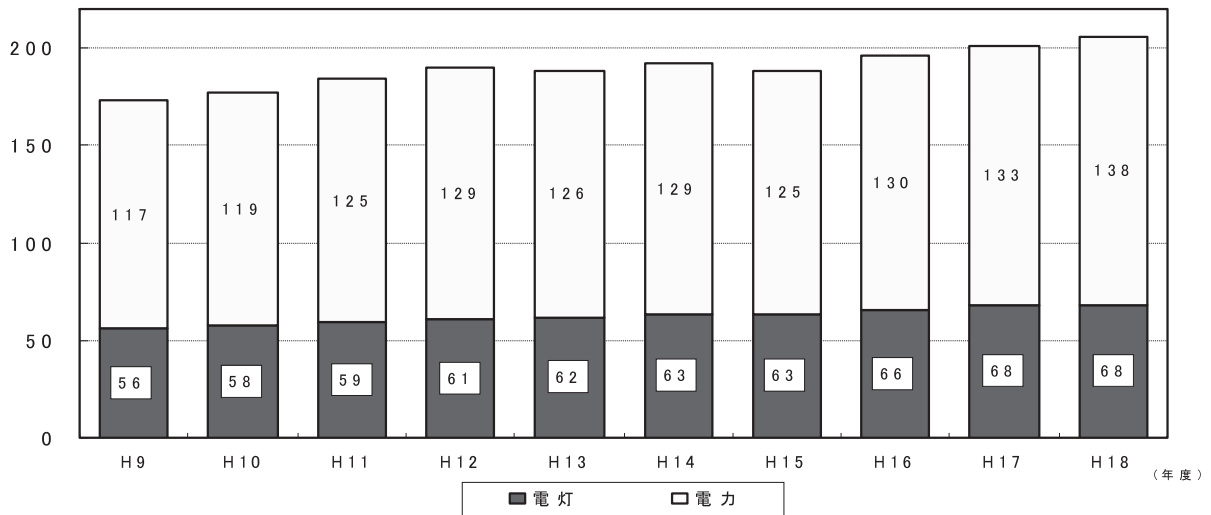
図表 1-1-4 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（平成 17 年度）



資料：県環境政策課

(億 KWh)

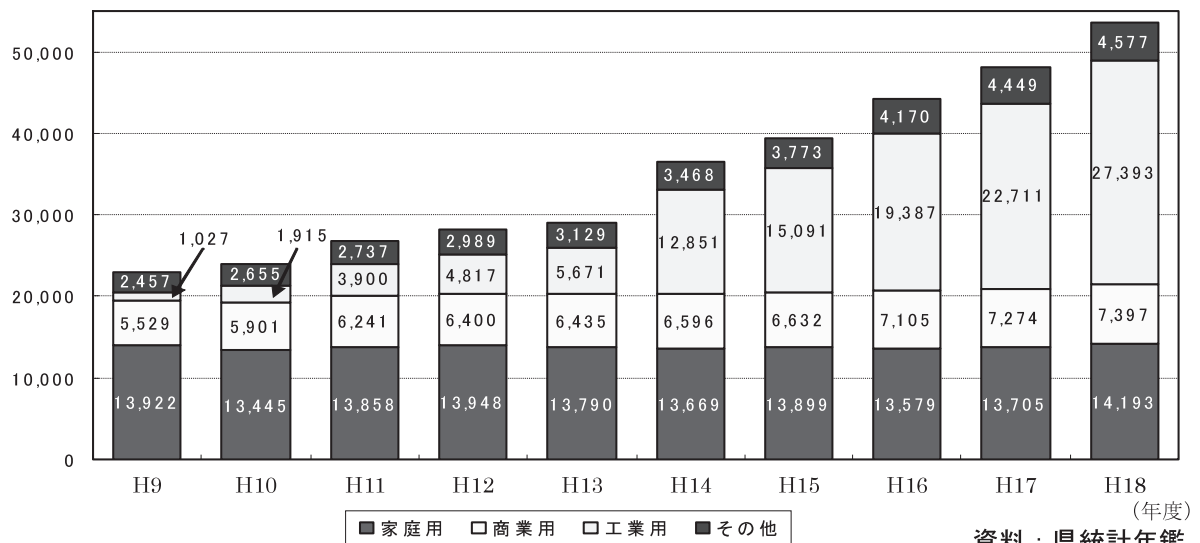
図表 1-1-5 電灯・電力消費量



資料：県統計年鑑

図表 1-1-6 用途別都市ガス販売量

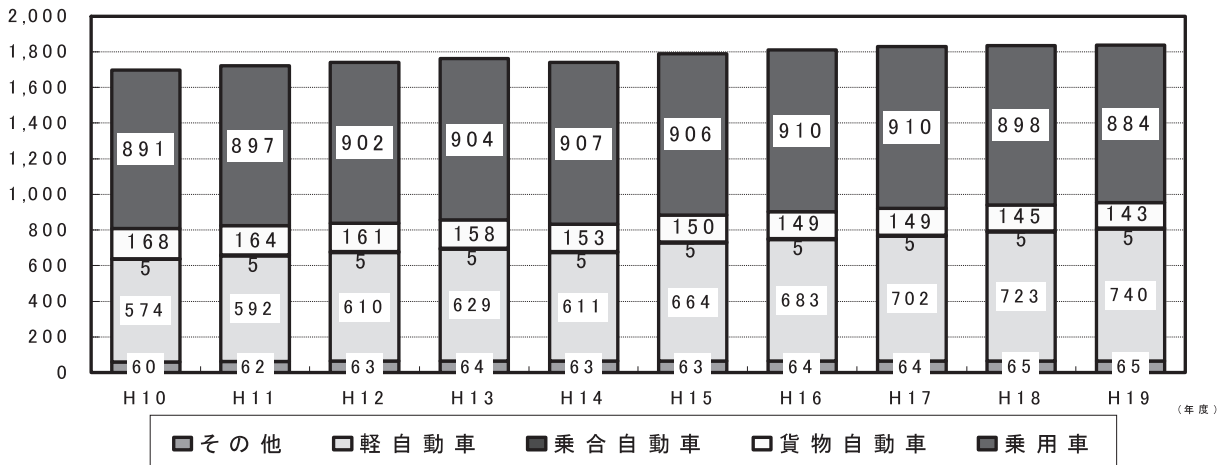
(億 Kcal)



資料：県統計年鑑

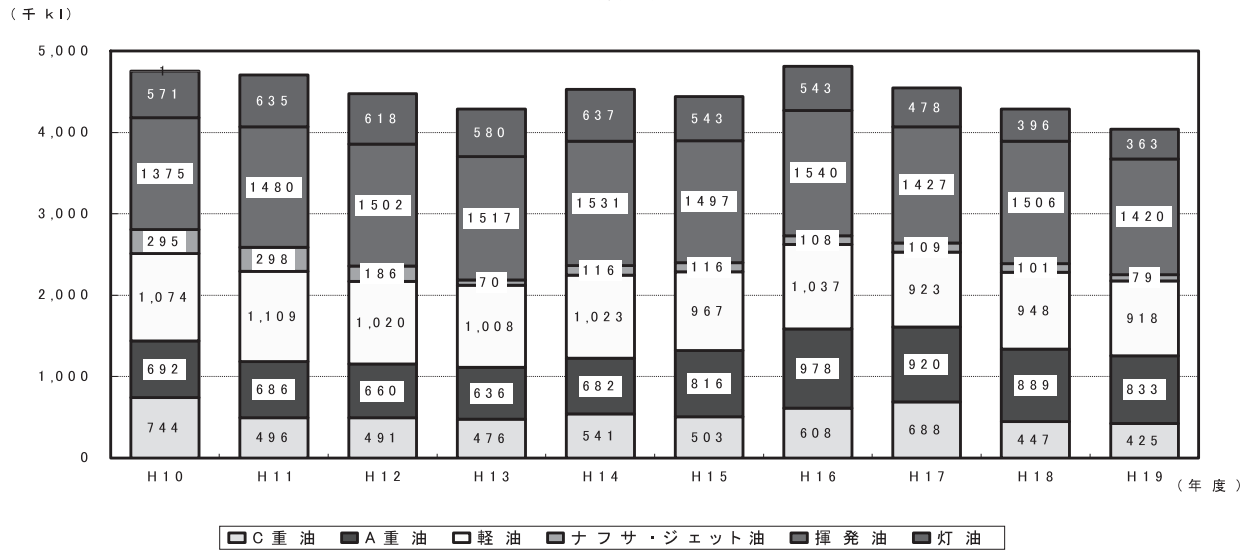
図表 1-1-7 自動車保有台数の推移

(千台)



資料：県統計年鑑

図表 1-1-8 種類別燃料油販売量



【施策の方向】

- 産業・運輸・民生の各部門の状況を踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策の推進

●施策の展開

- 「京都議定書」による温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、平成15年度に策定した「地球温暖化防止地域計画」に基づく取組を推進します。
- 温室効果ガスの排出削減に向けた国や他の都道府県の動向、本県の産業・運輸・民生の各部門の特徴などを踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策を推進します。

(1) 産業・民生（業務）部門

- 温室効果ガスの排出量が多い事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減に向けた計画的な取組みの促進を図ります。
- 化石燃料の利用等に伴う二酸化炭素の排出を抑制するため、新エネルギー¹や省エネルギーに資する設備投資に対する支援を行うとともに、新・省エネルギー機器等の開発、ライフサイクルアセスメント（LCA）²手法の普及等を推進します。
- 排熱エネルギー等を効率的に利用できるコージェネレーションシステム、地域冷暖房システム等の利用促進、ESCO事業³の普及促進等を図ります。
- 都市化によるヒートアイランド現象⁴を緩和し、人の健康や生活環境を保全するため、人工排熱の削減、不透水化された地表面被覆の改善、都市緑化や水辺空間の創出等を促進します。

1 新エネルギー：石油、石炭等に代わる環境への負荷が少なく新しい形態のエネルギーで、①自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー、②廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー、③従来型のエネルギーの新利用形態があげられる。

2 ライフサイクルアセスメント（LCA）：Life Cycle Assessment の略。特定の製品が生産から消費・使用、廃棄までのライフサイクルを通じて環境に与える影響を評価する方法。

3 ESCO事業：ESCO（Energy Service Company）事業の略。ESCO事業者が、施設の照明や空調などエネルギー設備を省エネルギー型に改良転換することを提案し、設計・施工・運転管理まで包括的に提供することにより省エネルギー化を実現し、かつ、その効果を保証する事業。設備の改修費等初期投資を、省エネルギー化による光熱水費削減分で回収する。

4 ヒートアイランド現象：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 地球温暖化防止対策推進事業〔環境政策課〕

地球温暖化防止対策を進めていくため、化石燃料使用量を削減するとともに、二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた施策を推進します。

【平成 19 年度事業実績】県と市町による環境行政総合調整会議に「バイオマス部会」を設置するとともに、バイオマスエネルギー利用ネットワーク推進事業により、県内でのバイオマス利用の可能性について検討しました。また、県の広報誌及び番組によって地球温暖化防止活動等について、普及・啓発を行いました。

【平成 20 年度事業内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、県内 3 箇所での地球温暖化防止に関するシンポジウムの開催、エコカレンダーの作成・配布などを通じて、県民、事業者、行政が一体となった取組を推進します。また、県内事業者のエコアクション 21 取得の支援を行います。

イ 県庁東館省エネルギー化 E S C O 事業〔財産管理課〕

ウ 県庁舎屋上緑化モデル事業〔財産管理課〕

エ 県立広島病院天然ガスコージェネレーション設置事業〔県立病院課〕

⇒イ、ウ、エの詳細は「第 4 章第 2 節 3 県の率先行動の推進」(p173～174)

オ 太田川流域下水道建設事業〔下水道室〕

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、平成 18 年度に東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を導入し、商用電力の使用量を削減しています。

【平成 19 年度事業実績】消化ガス発電により 1,010 千 kwh を発電し、約 560 トンの二酸化炭素排出量を削減しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、消化ガスを利用した発電設備を運転します。

カ 工業用水道事業・水道用水供給事業〔水道課〕

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電装置等を設置します。

【平成 19 年度事業実績】沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置（平成 14 年度）の太陽光発電装置により、2,011kwh を発電し、1,347kg の二酸化炭素排出量を削減しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、太陽光発電装置を運転するとともに、他の水道施設へ新たにマイクロ水力発電設備を導入します。

平成 20 年度に講じる施策（新規）

ア エコ事業所支援事業〔環境政策課〕

県内事業者が、I S O 規格の国内版であるエコアクション 21 を取得した場合、その取得に係る経費の 2 分の 1（上限 20 万円）を補助し、企業の二酸化炭素や廃棄物の排出削減等の取組を支援します。

【平成 20 年度事業内容】

事業者のエコアクション 21 の取得を支援します。（目標 45 事業所以上）

(2) 運輸部門

- 低公害車等の普及促進に向け、県民・事業者の責務を明確にするとともに、新車販売店における自動車排出ガスの規則等に関する情報提供の促進を図ります。
- 自動車を一定台数以上使用する事業者における低公害車等の計画的な導入を促進します。
- 鉄道、路線バス等の公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライド等の交通需要マネジメント（TDM）の推進等により、自家用自動車の交通量の低減を推進します。
- 不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛など、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運行）を促進するため、県民・事業者の責務の明確化や、アイドリングストップの推進を図ります。
- 道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の施工方法等に留意しつつ基盤整備を推進します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 環状道路・バイパスの整備〔道路企画課〕

イ 都市交通円滑化の推進〔都市企画課〕

ウ 街路事業〔都市整備課〕

エ 交通管制システムの高度化〔交通規制課〕

⇒ ア、イ、ウ、エの詳細は「第2章第2節1 大気環境の保全」（p54, 55）

オ 環境にやさしい水素自動車導入事業〔環境政策課〕

環境に優しい次世代の低公害車である水素自動車を県が率先して導入（平成 18 年度）し、県民や事業者等へ地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図ります。

【平成 19 年度事業実績】「環境にやさしい水素自動車」（マツダ R X 8 ハイドロジェン R E）を導入し、イベントや環境学習等に活用しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、水素自動車をイベントや環境学習等に活用します。

(3) 民生（家庭）部門

- 各種媒体を通じた広報や地球環境問題をテーマとした講演会の開催等により、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に向けた普及・啓発を行います。
- 省エネルギー機器や環境共生建造物の普及を促進するしくみづくりを行います。⁵
- 市町や「広島県地球温暖化防止活動推進センター」⁶、「地球温暖化対策地域協議会」⁷、「地球温暖化防止活動推進員」⁸、「ひろしま地球環境フォーラム」等と連携を図り、地域における効率的な地球温暖化防止対策の取組を推進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

ア 省エネルギーの推進〔環境政策課〕

省資源・省エネルギー型ライフスタイルを定着させるため、「ひろしま地球環境フォーラム」と連携し、県民の省資源・省エネルギー意識の高揚と実践活動の促進を図ります。

また、広島県地球温暖化防止活動推進センター（（財）広島県環境保健協会）と連携し、地球温暖化対策推進法に位置付けられた「地球温暖化対策地域協議会」の設立や立上げ活動を支援し、地域の実情に応じた温暖化防止の取組みの輪を拡大していきます。

【平成19年度事業実績】

事業名	内容等
講演会	エネルギーや環境問題等に関する講演会の開催（3回）
普及啓発活動	省資源・省エネルギーを呼びかける懸垂幕の掲示、各種パンフレットの配布等による普及啓発活動

【平成20年度事業内容】引き続き、「ひろしま地球環境フォーラム」と連携した県民運動を推進します。

また、広島県地球温暖化防止活動推進センター（（財）広島県環境保健協会）と連携し、地域での地球温暖化対策の取組みを推進します。

平成20年度に講じる施策（新規）

ア 県民エコ運動支援事業〔環境政策課〕

県民自らが地球温暖化問題をはじめとする環境問題の解決に向けて行動を起こすきっかけとなるよう、積極的かつ具体的な情報提供をはじめ、県、市町、団体が一体となった温暖化防止活動を推進するとともに、学校・地域での環境学習等、地域の地球温暖化防止活動を支援します。

【平成20年度事業内容】エコカレンダー作成・配布（2万部）、シンポジウムの開催（県内3箇所）、地域協議会の新規設立支援、学校・地域における環境学習への講師派遣（40箇所以上）を実施します。

地球温暖化防止県民運動を立上げ、県民、事業者、団体、行政などが一体となって地球温暖化防止に向けた施策及び取組を展開します。

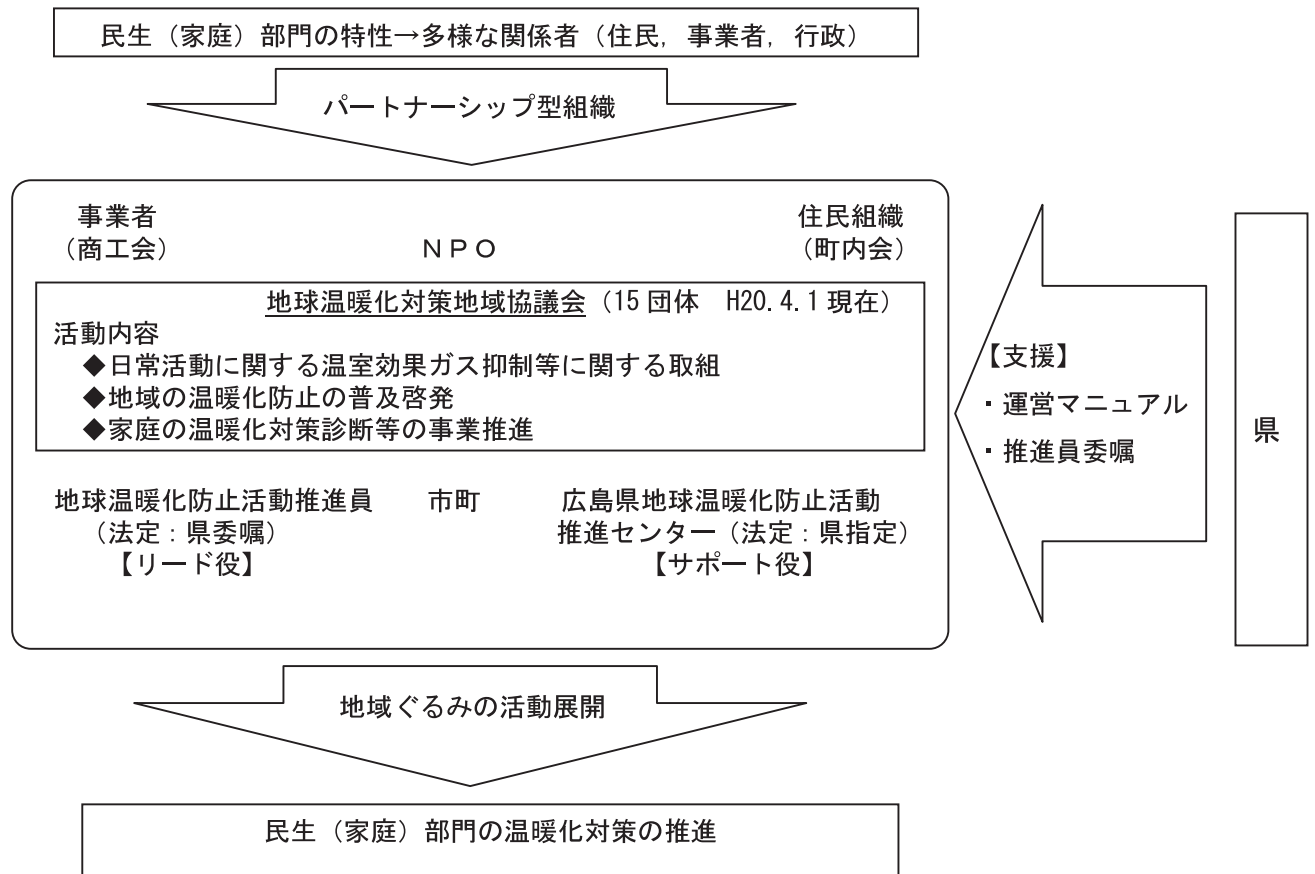
5 環境共生建造物：住宅の高気密性・高断熱化や冷暖房・給湯・照明機器の改善などを図るとともに、太陽光・太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽などにより、エネルギー消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ環境保全に総合的に配慮することを目標とした住宅等の建造物をいう。

6 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日に（財）広島県環境保健協会を指定している。

7 地球温暖化対策地域協議会：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置するもの。

8 地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱するもの。

図表 1-1-9 地球温暖化対策地域協議会の概念図



（４）その他

平成 20 年度に講じる施策（新規）

ア 環境基本計画等推進事業[環境政策課]

県・市町による総合的な地域環境施策を推進するため、広島県環境基本計画の中間評価等を行うとともに、市町の環境基本計画の策定を支援します。

【平成 20 年度事業内容】広島県環境基本計画及び広島県地域新エネルギービジョンの中間評価を行うとともに、市町の環境基本計画策定に向けて、手引きの作成やデータの提供等の支援を行います。

イ 地球温暖化適応策検討事業[環境政策課]

地球温暖化の進行に伴う影響に対する適応策について、国の検討成果等も踏まえながら、地域に対する影響を把握し、軽減するための調査を開始します。

【平成 20 年度事業内容】地球温暖化に関する県内での影響、その対策についてまとめ、県民に情報提供します。

●コラム● 広島発・ストップ地球温暖化 県民運動キャッチコピー、ロゴマークについて

広島県は、京都議定書第一約束期間がスタートした平成 20 年度から、県民・事業者・団体・行政が一体となって地球温暖化防止県民運動に取り組むこととしました。

そのシンボルとして、「今すぐecoじゃけん広島 ～熱い気持ちで、地球をクールダウン～」のキャッチフレーズ及びロゴマークを定めました。

①県単独版



②チーム・マイナス6%とのコラボ版



③チーム・マイナス6%とのコラボ版



ロゴマークの解説

円は地球を、地球から出る双葉（芽）は地球温暖化防止の取組を伸ばしていく（拡大する）イメージを表しています。

地球温暖化が喫緊の課題であることを「今すぐ」という言葉で表現し、また、ecoの「o」の中に県の木である「もみじ」をデザインすることと、「じゃけん」を入れて広島県らしさを表現しています。

エコのイメージカラーとしてよく使われる緑を基調色とし、温暖化を防止する「クールダウン」というイメージを水色で配色しました。

【ロゴマークの使用】

地球温暖化防止県民運動に賛同された個人、事業者、団体なら、どなたでも使用可能です。

使用については、使用者の自由、届出不要とします。ただし、次の場合には使用できません。

- ・主として特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれのある場合
- ・地球温暖化防止の正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- ・法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ・不当利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- ・特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ・提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれのある場合
- ・その他、使用が適当でないと県が判断する場合

②、③の使用は、環境省のチーム・マイナス6%に参加していることが条件です。

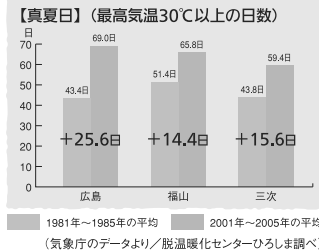
広島発・ストップ地球温暖化 県民運動について、詳しくは広島県環境情報サイト「ecoひろしま」ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/f/f1/warming/index.html>

●コラム● 広島県内の地球温暖化対策地域協議会について（県民だより5月号）

地域・エコ・アクション・ミーティング
TEAMで地球温暖化対策!!

最近、新聞やテレビでよく見たり聞いたりする「地球温暖化」。県内のここ20年の平均気温の推移を見てみると、広島市で1.4℃、福山市で1.2℃、三次市で0.8℃上昇しています。私たちが日常生活を送るだけでも、温室効果ガスが排出されています。その量は国の試算で平均1人1年間2.2トン。しかし、一人ひとりがちょっと工夫をしたり、努力することで排出量を減らすことができます。そんな取り組みを地域や社会に広げ、実践していこうとする人たちがいます。その人たちの集まりが地球温暖化対策地域協議会“TEAM（チーム）”です。県内には現在15団体の“TEAM”が設立されています。今回は、県内の“TEAM”の取り組みをご紹介します。



ひがしひろしま環境家族



▲「グループで取り組む市民版（CO₂）排出量取引（Group Emissions Trading System=GETS（ゲッツ））」という仕組みを活用しています。

大学生と環境家族のジョイントエコ

ファミリー層が中心の「環境家族」と一人暮らしの大学生が、互いに知恵を出しながら、省エネ生活を実践。グループで取り組む市民版CO₂排出量取引という新たなしくみを活用し、地域に密着した取り組みをめざします。「子どもたちに持続可能な地球を残すために、どこまで取り組みの輪を広げていけるかが大切と思っています」と会長の橋野さん。

参加メンバーは？

- ・市民（ファミリー、学生）
- ・地球温暖化防止活動推進員
- ・東広島市

雨龍ちゃんで省エネしましょう

ポリ容器を使って手作りの雨水タンク「雨龍ちゃん」に雨水をため、畑、花壇の水やりなどに活用しています。大和町の家庭の多くは、井戸水を利用して、モーターで水をくみ上げる電気代の節約に一役買っています。

参加メンバーは？

- ・三原市公衆衛生推進協議会大和支部
- ・地球温暖化防止活動推進員
- ・女性会
- ・商工会
- ほか



大和町地球温暖化対策地域協議会

県内TEAMの主な取り組み



TEAMとは？

- T = 地域
 - E = エコ（環境にやさしい）
 - A = アクション（行動）
 - M = ミーティング（集まり）
- 脱温暖化のコミュニティ活動を展開する地域協議会の要称です。



大崎上島けんこう文化の島づくり協議会

アイドリング・ストップの島づくり

伝統の夏祭り、「権伝馬競走」で町が賑わう期間、フェリー待機場で、アイドリング・ストップ運動を実施しました。1台1台ドライバーに声をかけ、ガソリン約151リットルの節約を実現！フェリー乗船時には、スタッフが笑顔で手を振り、協力者を見送っています。

参加メンバーは？

- ・公衆衛生推進協議会
- ・地球温暖化防止活動推進員
- ・大崎汽船株式会社
- ・大崎上島町
- ほか



▲チラシを手にドライバーに声をかけ、497台中、480台の協力が得られました。

1 府中町 脱温暖化市民協議会

電気の「省エネトライアル」参加者にエコマネーを差し上げ、活動の輪の拡大と継続を図っています。

参加メンバー：町民、地球温暖化防止活動推進員、団体、事業者、府中町

2 広島市地球温暖化対策地域協議会

家庭の省エネ診断を通して、各家庭の状況にあった効果的な対策を助言しています。

参加メンバー：市民、地球温暖化防止活動推進員、事業者、環境NPO、広島市

3 地球温暖化対策はつかいちさくら協議会

エコクッキングやマイバッグづくりなど、楽しみながら無理なくできるエコライフの浸透に取り組んでいます。

参加メンバー：市民、地球温暖化防止活動推進員、団体、事業者、廿日市市

4 能美脱温暖化未来会議

自動車の使用を控えたり、マイバッグの普及活動など、地球温暖化に配慮したプログラムを展開しています。

参加メンバー：地区会、地球温暖化防止活動推進員、女性会、食生活改善推進協議会 ほか

5 脱温暖化ネットおんど

昭和50年代の省エネ手法を掘り起こした打ち水や湯タンポの活用運動、廃棄カキ筏の竹で、竹炭を製炭しています。

参加メンバー：公衆衛生推進協議会、自治会会長、女性連合会、漁協、商工会 ほか

6 倉橋の海とくらしを守る会

桂浜にあがったごみの清掃や潮位変化の観察を通し、温暖化問題を考える活動を進めています。

参加メンバー：公衆衛生推進協議会、地球温暖化防止活動推進員、スーパー、漁業関係者、呉市

7 くれ環境市民の会

環境イベントの開催やエコクッキング授業を通して、地球にやさしいまちづくりを進めています。

参加メンバー：市民、事業者、呉市

8 エコINNくろせ

小麦づくり体験を通じた環境学習を行い、温暖化問題、食の安全と自然とのかかわりについて考えています。

参加メンバー：町民、女性連合会、自治連合会、商工会、公衆衛生推進協議会、東広島市 ほか

9 町づくり脱温暖化やすうら

ごみの堆肥化など、ごみを出さないライフスタイルづくりを通じて、脱温暖化意識の向上を図ります。

参加メンバー：公衆衛生推進協議会、安浦・水と生命をくむ会、グリーンピアせとうち ほか

10 脱温暖化ぬまくまフォーラム

手作りのオリジナル教材を使って、保育園や小学校などで脱温暖化の出張講座を展開しています。

参加メンバー：各学区サポート会員、温暖化防止活動推進員 ほか

11 エコフォーラムわだ!

環境学習や自然エネルギーの利用を通して、自然環境の保全、環境に配慮した暮らし方を推進しています。

参加メンバー：和田自治連合会（住民、事業者、保育所、小学校ほか）、環境NPO、三次市

12 布野の食と脱温暖化を考える会

先人の知恵や精神を学ぶ環境学習や「地場産物の消費」をテーマに、脱温暖化の取り組みを進めています。

参加メンバー：町民、地球温暖化防止活動推進員 ほか

2 新エネルギーの導入促進

●現状と課題

「京都議定書」の目標達成に向け、エネルギー供給面においても温室効果ガスの削減効果の高い対策を実施する必要があります。

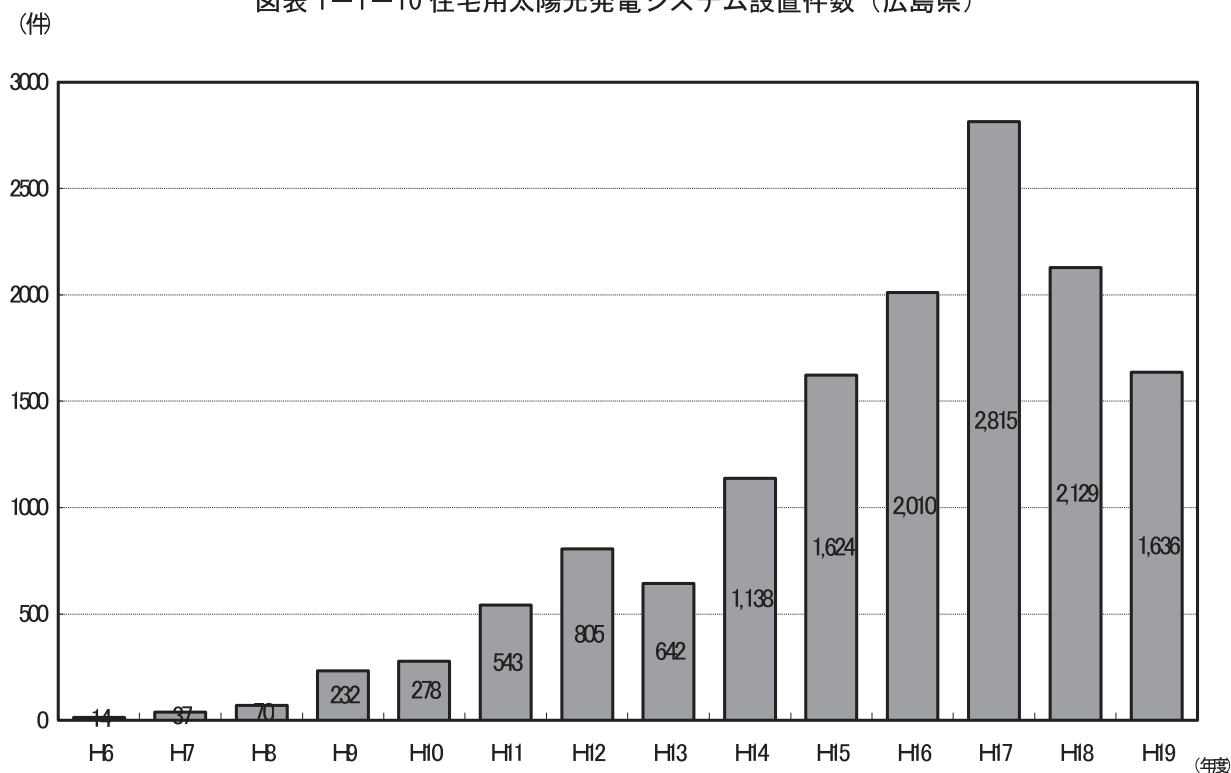
本県では、RDF（ごみ固形燃料）による高効率発電を行う「福山リサイクル発電施設」を整備しており、発電量は106,314千kWh（平成19年度実績）となっています。また、RDFを供給する製造施設は県内に7箇所設置されています。

日照時間の長い本県の地域特性から、太陽光発電、また、太陽熱温水器等の太陽熱利用システムの導入が進んでいます。なかでも住宅用太陽光発電システムの設置件数は、年々増加傾向にあり、平成6年度から平成19年度までの累計で導入件数12,337件、設備容量49,614kWとなっています。

さらに、本県は豊富な農林水産資源を有しており、一部の自治体でバイオマスを活用したバイオ燃料の実証試験、導入が進められていますが、普及拡大に向けての課題も出てきています。

本県のクリーンエネルギー自動車の普及については、ハイブリッド車を中心に平成19年度6,455台の登録がありますが、全体からみると普及率は低い状況です。（平成19年9月現在、中国運輸局調べ）

図表 1-1-10 住宅用太陽光発電システム設置件数（広島県）



資料：新エネルギー財団

【施策の方向】

- 新エネルギーの一層の導入促進

●施策の展開

- 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法¹」を踏まえつつ、平成17年3月に策定した「地域新エネルギービジョン」の具現化を図るため、「自然活用の視点」、「資源循環の視点」及び「新産業育成の視点」の3つの視点に基づき、化石燃料によらない環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進を図ります。
- 経済性、安定性、効率性等の諸特性を考慮しながら、国等の補助・融資制度を活用し、公共施設などへの太陽光・太陽熱、バイオマス及び廃棄物利用など新エネルギーの導入を加速させます。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

ア 地球温暖化防止対策推進事業〔環境政策課〕（再掲）

⇒ 詳細は「第1章第1節1 二酸化炭素排出量削減対策の推進」（p10）

イ バイオマスエネルギー利用ネットワーク推進事業（地域エネルギーネットワーク推進事業）〔環境政策課〕

バイオマスのエネルギー利用に取り組む県内自治体のネットワークを構築し、地域特性に応じた市町の取組を支援します。

【平成19年度事業内容】市町が地域特性に応じて実施するバイオマスエネルギー利用の事業化検討などを支援しました。

【平成20年度事業内容】市町が地域特性に応じて実施するバイオマスエネルギー利用の事業化を検討するための推進費や協議会運営費などの経費を助成します。

ウ 環境にやさしい水素自動車導入事業〔環境政策課〕（再掲）

⇒ 詳細は「第1章第1節1 二酸化炭素排出量削減対策の推進」（p11）

平成20年度に講じる施策（新規）

ア 環境基本計画等推進事業〔環境政策課〕（再掲）

⇒ 詳細は「第1章第1節1 二酸化炭素排出量削減対策の推進」（p13）

¹ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）：電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置が規定された法律である。新エネルギーの種類を規定し、それぞれの利用目標を定めることとなっており、電気事業者に一定割合以上の新エネルギー電気の利用が義務づけられた。

3 吸収源対策の推進

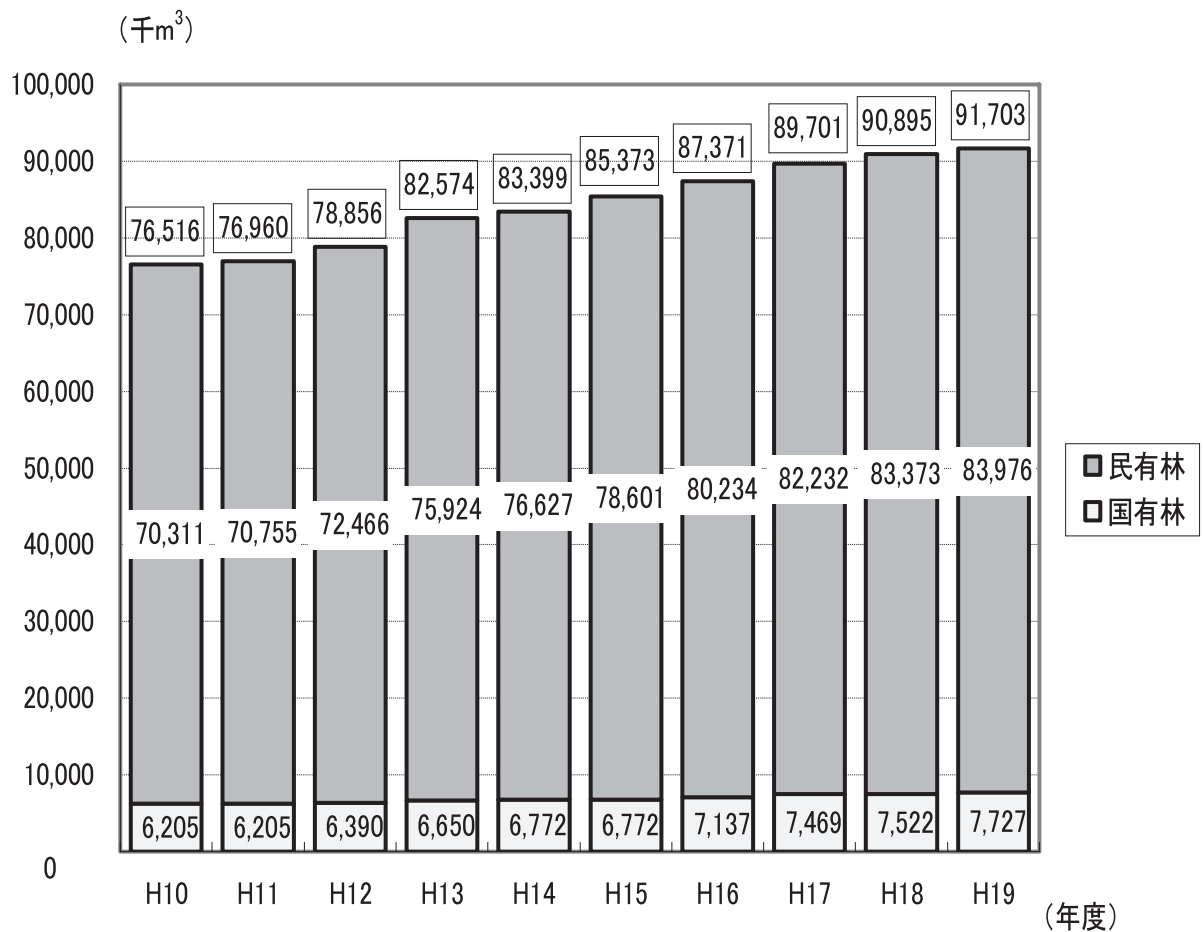
●現状と課題

木材価格の低迷による林業生産活動の減退やライフスタイルの変化などにより、間伐等未実施林など手入れ不十分な森林が存在しています。

このような状況のなか、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合、確保できる森林の吸収量は「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による上限値 3.8%を大幅に下回るおそれがあります。

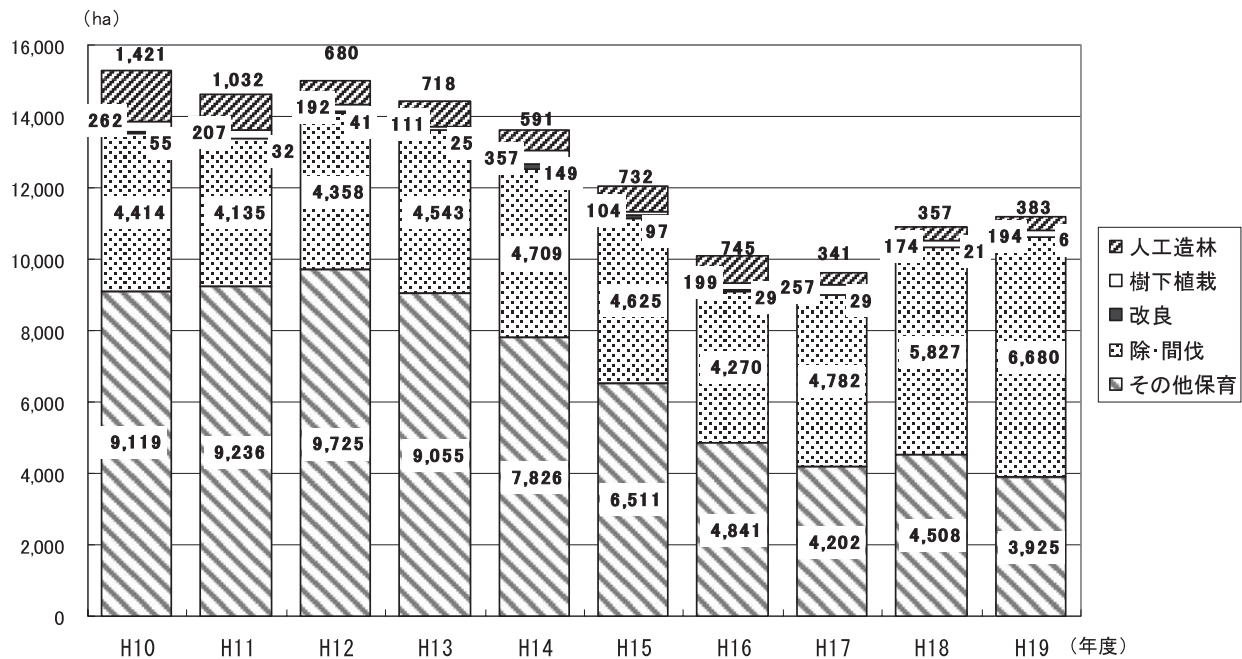
このため、適切な森林経営により温室効果ガスの吸収量を確保し、温暖化防止に積極的に貢献していく必要があります。

図表 1-1-11 森林蓄積量（広島県）



資料：県林業課

図表 1-1-12 森林整備面積（広島県）



資料：県林業課

【施策の方向】

- 「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による吸収量の上限値3.8%の確保に向けた森林の整備・保全等の推進

●施策の展開

- 森林の特性に応じて、複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開や、緊急に間伐等の保育が必要な森林における施業の推進、荒廃林や病虫害被害森林の復旧等により、健全な森林の整備を推進します。
- 保安林の保全に努めるとともに、「自然公園法」や「自然環境保全条例」に基づく優れた自然の風景地と森林や自然環境の保全を図ります。
- 森林ボランティアやNPO、団体、企業など、広く県民参加による森林の整備や保全活動の推進を図ります。
- 県産材の利用拡大を図るため、県内一円の木材を対象とした新たな県産材の流通体制を構築します。
- 国の「緑の政策大綱」等に基づき、都市公園、道路、河川等の公共公益施設等において高木を植栽するなど、都市部の計画的な緑化を推進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

ア 林業・木材産業等振興施設整備事業〔林業課〕

木材の適切な利用を図るため、県内の大型製材工場等に木材の安定供給が可能となる新たな県産材の流通体制を構築します。

【平成20年度事業内容】北広島町での木材集出荷施設の整備を実施します。

イ 森林整備地域活動支援事業〔林業課〕

ウ 森林整備事業（造林事業）〔林業課〕

エ 森林病虫害駆除事業・松くい虫防除緊急対策事業〔森林保全課〕

オ 緑化活動推進事業〔森林保全課〕

カ 水源林造成事業〔森林保全課〕

⇒ 詳細は「第2章第1節3 健全な水循環の確保」（p48）

キ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進〔治山室〕

⇒ イ、ウ、エ、オ、キの詳細は「第3章第2節3 豊かな森林の保全と再生」（p116, 117）

ク 都市公園事業〔都市整備課〕

⇒ 詳細は「第3章第3節1 身近な自然環境の保全」（p135）

ケ 街路事業〔都市整備課〕

街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により良好な道路環境の整備を推進します。

【平成19年度事業実績】城町中之町線（三原市）において整備しました。

【平成20年度事業内容】城町中之町線（三原市）において整備します。